

デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価ハンドブックの主な改編点

1. 改編方針

- ・評価方法・プロセスは、原則として従来の方法を踏襲することとし、評価基準の改定と合わせて効率化を図る。
- ・評価資料は、申請専門職大学院・評価者双方の負担軽減を図るため、電子データ化等を取り入れていく。

2. 主な改編箇所

(1) 新設した箇所

①本文

➡13～19頁：第2章「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準」

※これまでのハンドブックでは、基準を資料編に掲載するのみであったが、今回は「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準」「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」を含め、基準の見方及び基準を用いた評価について説明する章を新設。

(2) 基準改定に合わせて記述を変更した箇所

①申請専門職大学院が作成する点検・評価報告書における序章の内容の変更

➡23頁：第3章「1 (3) ①内容構成」

※これまででは設置の経緯や自己点検・評価体制について記載することを求めていたが、第4期では「方策に基づく教育研究活動の展開」をポイントとしていることを踏まえ、「序章」に方策に基づく申請専門職大学院の取組みを記載するよう変更した。

②「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」についての記述を追加した箇所

➡25頁：第3章「1 (4) 基礎要件データの作成」

42頁：第4章「2 (1) ②基礎要件データ」

③所見、評価結果（分科会案）等で評価者が付す評定の目安の見直し

➡46頁：第4章「2 (2) ④各欄への記入方法 7)「評定」の記入」【評定の目安】

※評価基準において従来のようなF群・L群・A群といった区分がなくなったため、それに応じて付していた評定の目安も見直した。

④その他

- ・評価基準の大項目を変更したことに伴う修正

- ➡47 頁：第 4 章「2（3）①評価結果（分科会原案）の作成方法」【執筆分担例】
- ・評価基準の大項目・項目・評価の視点の変更及び基礎要件の新設に伴う修正
- ➡資料 3「教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について」
「2届出の対象範囲」及び「4（2）提出書類」

（3）評価準備の効率化を図る目的で変更した箇所

①評価資料の電子データ化

- ➡25～26 頁：第 3 章「1（5）提出資料一覧の作成及び添付資料の提出方法」
 - 28 頁：第 3 章「2（2）評価資料の草案の事前送付」
 - 28～29 頁：第 3 章「2（4）評価にかかわる資料の本提出」
 - 31～32 頁：第 3 章「2（9）④実地調査前の準備」【実地調査の 10 日前までに提出する資料】
 - 36 頁：第 3 章「3（4）重要な変更に関する届出」
 - 42～43 頁：第 4 章「2（1）評価資料」
 - 50 頁：第 4 章「3（3）事前準備」【実地調査 10 日前に送付される資料】
- ※点検・評価報告書、基礎要件データは紙媒体と電子データの両方を提出。添付資料は、原則として電子データでクラウド提出。ただし、申請専門職大学院が電子データ化できない冊子資料等があればそれも紙媒体提出を認める。

②点検・評価報告書の文字数目安の変更

- ➡23 頁：第 3 章「1（3）点検・評価報告書の作成」
- ※これまでは 80,000 字程度で点検・評価報告書を執筆するよう依頼していたが、基礎要件データで法令要件を表形式にしたことから目安字数を「40,000 字程度」に変更した。

（4）実地調査に関する記述の変更（※実地調査方法や日数に変更はない）

①対象キャンパスについて（サテライト等の扱い）

- ➡30～31 頁：第 3 章「2（9）実地調査への対応 ②実地調査の日程調整と実地調査対象キャンパス」
 - 49～50 頁：第 4 章「3（3）事前準備 ①実地調査実施日の日程調整」
- ※従来のハンドブックでは、「サテライト・付属施設を訪問する場合もある」旨の記述だったが、サテライト等を訪問する場合の条件を追記（前回の評価以降に新設された場合、前回の評価で指摘されている場合）。

以 上